

令和6年第2回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和6年2月26日（月） 14時00分開会
15時11分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき, 瀨崎 健児

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	紺屋 聖一
教育総務課長	上村 圭一郎
学校教育課長	山下 信久
生涯学習課長	上蘭 浩司
学校給食センター所長	小吉 建治
指宿商業高等学校事務長	岩林 茂樹
教育総務課主幹兼学校整備係長	東 孝一
学校教育課主幹兼学校教育係長	吐師 陽一
教育総務課主査	今村 直也
教育総務課主査	下川 皓太

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の非公開について
- (7) 議事

・ 日程第1 報告第1号 指宿市立市民会館条例の一部改正に係る議案の決定について

- ・日程第2 報告第2号 指宿市立公民館条例等の一部改正に係る議案の決定について
- ・日程第3 報告第3号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第10号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について
- ・日程第4 報告第4号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第11号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について
- ・日程第5 報告第5号 令和6年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会所管分）の決定について
- ・日程第6 議案第1号 指宿市立高等学校職員の懲戒審査委員会設置規程の制定について
- ・日程第7 議案第2号 指宿市奨学資金奨学生の選考について
- ・日程第8 議案第3号 指宿市大重・岩崎奨学資金奨学生の選考について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただいまから、令和6年第2回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和6年第1回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、別府職務代理者をお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

1 項目目でございます。

1月26日、今年最後の第5回指宿市立小・中・高等学校校長研修会が行われました。3学期の締めくくりと、児童生徒の安全対策や学力向上について、お話をさせていただいたところがございます。

2 項目目でございます。

1月28日、第32回いぶすき菜の花マーチセレモニーがございました。私は、5kmのコースの開始式でお話をさせていただきました。

3 項目目でございます。

同じく28日の18時から、今和泉小学校創立150周年祝賀会に出席してまいりました。長い歴史の中で、伝承芸能等の紹介もあり、とても盛り上がった会となりました。

4 項目目でございます。

1月29日、第1回西指宿中学校・北指宿中学校再編協議会が行われました。いよいよ再編に向けてのスタートでございます。今後の流れを委員の方々にお話させていただき、前向きなご意見をいただいたところがございます。

5 項目目、6 項目目でございます。

1月30日、第2回指宿市男女共同参画推進会議が行われ、その後、第1回指宿市人権教育啓発事業推進委員会がございました。

7 項目目でございます。

2月8日、第5回指宿市立小・中・高等学校教頭研修会がございました。校長会と同じく、3学期の締めくくりと、校長の補佐としての役割について、お話をさせていただいたところがございます。

8 項目目でございます。

2月13日、市議会臨時会が行われました。

9 項目目でございます。

2月14日、15日、16日と、校長面談最終申告が3日間にわたり行われました。1年間の学校の伸びしろや、来年度に向けた課題、そういったものを聞かせていただいたところがございます。

10項目目でございます。

2月16日、第71回県下一周市郡対抗駅伝競走大会指宿地区チーム出発式に参加させていただきました。

11項目目でございます。

2月20日、指宿市市民協働推進本部会議に出席いたしました。

12項目目でございます。

2月21日、本会議招集、本日26日に、本会議議案質疑が行われました。

13項目目でございます。

2月21日の18時から、第37回県地区対抗女子駅伝競走大会並びに第71回県下一周市郡対抗駅伝競走大会指宿地区チーム解団式が、なのはな館で行われました。女子チームは、去年はチームができずオープン参加でしたが、今年はチームを作ったの参加ということで、とても健闘したのではないかとお話をいたしました。県下一周のほうは、Bクラスを維持できたということで、お祝いを述べさせていただいてところでございます。

以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

6 会議の非公開について

(吉元教育長)

次に、本日の会議の非公開についてお諮りいたします。

本日の会議の議事のうち、日程第7、議案第2号及び日程第8、議案第3号については、奨学生の選考に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱います。

7 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、報告第1号、指宿市立市民会館条例の一部改正に係る議案の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第1、報告第1号、指宿市立市民会館条例の一部改正に係る議案の決定について、ご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、指宿市立市民会館条例の一部改正に係る議案を別紙のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

7ページの下から8行目をご覧ください。

この改正は、山川文化ホールを山川庁舎として管理することに伴い、指宿市山川庁舎会議室等の市民使用に関する条例を制定したもので、あわせて同条例の附則第4項により、指宿市立市民会館条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、10ページをご覧ください。

第2条の表の山川文化ホールの項を削ります。

13ページをご覧ください。

別表第2で規定しております、山川文化ホール施設使用料の表を削ります。

戻りますが、12ページをご覧ください。

別表第2を削ることにより、別表第1を別表に改めます。

10ページをご覧ください。

別表第2を削り、別表第1を別表に改めることにより、第5条第4号に規定されている別表第1及び別表第2を別表に改めます。

11ページをご覧ください。

第8条及び第12条も同様に、別表第1及び別表第2を別表に改めます。

なお、この一部改正の施行期日につきましては、指宿市山川庁舎会議室等の市民使用に関する条例の施行期日に合わせ、令和6年4月1日としております。

以上で、説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第1、報告第1号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第2、報告第2号、指宿市立公民館条例等の一部改正に係る議案の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第2、報告第2号、指宿市立公民館条例等の一部改正に係る議案の決定について、ご説明を申し上げます。

資料の16ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、指宿市立公民館条例等の一部改正に係る議案を別紙のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

この改正は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、原則として、5年ごとに使用料等の見直しを実施することとされていることから、使用料等の改正を行い、あわせて中央公民館、山川校区公民館、大成校区公民館、開闢校区公民館、川尻校区公民館の使用等の特例について新たに定めるため、指宿市立公民館条例外2条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、生涯学習課長が説明いたします。

(上 園 課 長)

それでは、改正の内容について、ご説明申し上げます。

資料の17ページをご覧ください。

併せて、21ページから26ページの新旧対照表もご参照ください。

初めに、指宿市立公民館条例の一部改正について説明いたします。

指宿市公民館条例第6条第3項、第7条第2項、第8条第3項、第9条第2項、第10条第2項を削除するものであります。

また、第11条を第12条とし、第10条の次に第11条として「この条例の規定にかかわらず、別表第4に掲げる施設の使用許可、使用の不許可、損害賠償、使用料及び使用料の減免（以下「使用等」という）については、当該各施設の使用等について定める条例の定めるところによる。」の1条を新たに追加するものであります。

別表第3につきましては、和室、青年室、会議室の使用料を140円から180円に、講義室の使用料を200円から260円に、調理実習室の使用料を360円から460円に、講堂の使用料を460円から590円に改めるものであります。

別表第3の次に別表4として、指宿市立中央公民館、指宿市立山川校区公民館、指宿市立大成校区公民館、指宿市立開聞校区公民館、指宿市立川尻校区公民館の各施設の使用等について定める条例を記載した表を新たに追加するものであります。

次に、指宿市立図書館条例の一部改正について説明いたします。

別表の多目的ホールの使用料を1,280円から1,660円に、学習室（第1）の使用料を180円から230円に、学習室（第2）の使用料を140円から180円に、学習室（第3）及び展示コーナーの使用料を180円から230円に改めるものであります。

最後に、指宿市考古博物館時遊館COCO橋傘礼条例の一部改正について説明いたします。

別表第1について、大人の観覧料510円を400円に、高校生・大学生の観覧料410円を330円に、小人（小・中学生）の観覧料を300円から260円に改めるものであります。

また、20人以上の団体に関しては、大人の観覧料を410円から300円に、高校生・大学生の観覧料を300円から250円に改めるものであります。

次に、別表第2について、特別展示室の施設使用料の入場料徴収なし、1時間につき1,070円を1日につき4,000円に、入場料を徴収する場合又は営利を目的とする場合、1時間につき2,140円を1日につき8,000円に、壁面ケース、1回につき1,030円を1日につき1,000円に、展示ケース、1台につき510円を1台1日につき500円に改めるものであります。

講堂の施設使用料の入場料を徴収しない場合、1時間につき1,070円を600円に、入場料を徴収する場合又は営利を目的とする場合、1時間につき2,140円を1,200円に改めるものであります。

ガイダンスシアター室の施設使用料の入場料を徴収しない場合、1時間につき440円を570円に、入場料を徴収する場合又は営利を目的とする場合、1時間につき880円を1,140円に、ガイダンス施設映像、音響機等、1,560円を1回につき1,000円に改めるものであります。

ガイダンス施設研修室及び時遊空間の施設使用料の入場料を徴収しない場合、1時間につき200円を260円に、入場料を徴収する場合又は営利を目的とする場合、1時間につき400円を520円に改めるものであります。

なお、附則において、指宿市公民館条例については、第6条第3項、第7条第2項、第8条第3項、第9条第2項及び第10条第2項を削る改正規定、第11条を第12条とし、第10条の次に1条を加える改正規定並びに別表第3の次に1表を加える改正規定についてのみ、施行期日を令和6年4月1日としております。

また、第1条の規定による改正後の指宿市立公民館条例別表第3の規定、第2条の規定による改正後の指宿市立図書館条例別表の規定並びに第3条の規定による改正後の指宿市考古博物館時遊館COCO橋傘礼条例別表第1及び別表第2の規定は、令和6年10月1日以後の使用に係る使用料若しくは施設使用料又は観覧に係る観覧料について適用し、同日前の使用に係る使用料若しくは施設使用料又は観覧に係る観覧料については、なお従前の例によることとしております。

以上で、説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(中村委員)

25ページの観覧料ですが、いろいろなものが値上がりする中で、安くしていただけるとのことです、これは何か理由があるのでしょうか。

(上崗課長)

観覧料につきましては、これまで企画展込みの金額設定を行っておりましたが、一般観覧料と企画展を分けることで変更したため、減額となっているところです。

あと、特別展示室の使用料が1日単位に変更されていますが、個展や企業等の企画展を想定し、使用する場合は最低でも1日以上の使用であると考えており、使用単位を1日に統一させていただきました。

講堂につきましても、使用料を減額しておりますが、なのはな館等と同程度の会議室の金額に合わせまして、空調代も含め減額したところです。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第2、報告第2号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3、報告第3号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第10号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第3、報告第3号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第10号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について、ご説明を申し上げます。

資料の27ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第10号）に係る議案（教育委員会所管分）を別冊のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

別冊資料でご説明いたしますので、報告第3号、別冊1の2ページをご覧ください。

令和5年度指宿市一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、10億9,182万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、273億2,724万2千円とするものであります。

15ページをご覧ください。

中ほどになります。款9教育費は、7,104万9千円を減額し、歳出の総額を30億3,429万2千円にするものであります。

今回の補正は、令和5年度の事業費の確定による不用額の整理等が主なものでありますが、そのうち増額した事業につきまして、歳出からご説明いたしますので、32ページをご覧ください。

今回の補正の概要について、所管課毎にお示ししてあります。

教育総務課の小学校振興総務費99万7千円の補正は、令和6年度に指宿小学校、丹波小学校及び山川小学校に設置予定の特別支援学級に必要な備品の購入費であります。

奨学資金基金費13万5千円及びその下の、大重・岩崎奨学資金基金費11万1千円の補正は、基金運用による収益が増額したことによる基金への繰出金であります。

学校教育課の中学校部活動支援事業費22万2千円の補正は、中学校部活動等出場旅費に係る補助金を増額するものであります。

なお、ただいま申し上げました教育委員会所管分の補正につきましては、右端に予算書の掲載ページを記載しております。

次に、歳入について、増額の主なものをご説明いたしますので、20ページをご覧ください。

款17財産収入、項1財産運用収入、目3基金運用収入、節3奨学資金基金運用収入13万5千円及び節4大重・岩崎奨学資金基金運用収入11万1千円の増額は、歳出でご説明いたしました、基金運用による収益が増額したことによるものであります。

次に、繰越明許費についてご説明いたしますので、8ページをご覧ください。

一番下の款9教育費、項2小学校費から、次のページの項6保健体育費の事業につきましては、いずれも年度内に事業が完了しない見込みのため、繰越明許費を設定するものであります。

以上で、説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第3，報告第3号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第4，報告第4号，令和5年度指宿市一般会計補正予算（第11号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第4，報告第4号，令和5年度指宿市一般会計補正予算（第11号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について，ご説明を申し上げます。

資料の28ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき，令和5年度指宿市一般会計補正予算（第11号）に係る議案（教育委員会所管分）を別冊のとおり決定いたしましたので，同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

別冊資料でご説明いたしますので，報告第4号，別冊2の2ページをご覧ください。

令和5年度指宿市一般会計補正予算（第11号）は，歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ，1億5,762万8千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ，274億8,487万円とするものであります。

9ページをご覧ください。

中ほどになります。款9教育費は2,736万円を増額し，歳出の総額を30億6,165万2千円にするものであります。

歳出からご説明いたしますので，13ページをご覧ください。

今回の補正の事業概要について，お示ししてございます。

教育総務課の中学校施設管理総務費2,736万円の補正は，南指宿中学校長寿命化改良等工事設計業務に係る委託料であります。これは，令和6年度当初予算に計上する予定でございましたが，この事業に充当する財源である過疎対策事業債を，令和5年度事業として借入を行う必要が生じたことから，令和5年度に補正予算として計上するものであります。

次に，歳入をご説明いたしますので，10ページをご覧ください。

款22市債，項1市債，目8教育債，節2中学校債2,730万円の補正は，歳出でご説明いたしました，南指宿中学校長寿命化改良等工事設計業務委託料の財源であります，過疎対策事業債であります。

次に，繰越明許費をご説明いたしますので，5ページをご覧ください。

上の段の3段目でございます。

南指宿中学校長寿命化等事業は、歳出でご説明いたしました南指宿中学校長寿命化改良等工事設計業務に係る委託料を、令和6年度にかけて事業を執行することから、繰越明許費として設定するものであります。

以上で、説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第4、報告第4号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第5、報告第5号、令和6年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会所管分）の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第5、報告第5号、令和6年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会所管分）の決定について、ご説明を申し上げます。

資料の29ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、令和6年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会所管分）を別冊のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

別冊資料でご説明いたしますので、報告第5号、別冊3の2ページをご覧ください。

令和6年度指宿市一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、268億2,700万円と定めるものであります。前年度比が103.3%で、8億6,500万円の増額となっております。

15ページをご覧ください。

歳出予算の款9教育費は、23億3,515万3千円を計上いたしました。前年度比が90.3%で、2億5,090万4千円の減額であります。

それでは、歳入から主なものをご説明いたしますので、17ページをご覧ください。

款13分担金及び負担金、項2負担金、目4教育費負担金189万4千円は、節1小学校費負担金から次のページの節3高等学校費負担金までの、日本スポーツ振興センター保護者負担金であります。

19ページをご覧ください。

款14使用料及び手数料，項1使用料，目7教育使用料7,301万7千円のうち，教育委員会所管分は，節1教育総務使用料から節6社会教育使用料までで，主なものは，節4高等学校使用料6,171万3千円の指宿商業高等学校の授業料や入学科，節6社会教育使用料763万2千円の考古博物館や市民会館などの使用料であります。

21ページをご覧ください。

款15国庫支出金，項2国庫補助金，目1総務費国庫補助金，節1総務管理費補助金8,270万円のうち教育委員会所管分は，説明欄1番下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち2,962万2千円で，学校給食費等補助金に充当するものであります。

23ページをご覧ください。

目7教育費国庫補助金850万3千円の主なものは，節1小学校費補助金及び節2中学校費補助金の特別支援教育就学奨励費，理科教育設備整備費等補助金，節3社会教育費補助金の遺跡確認調査費であります。

26ページをご覧ください。

款16県支出金，項2県補助金，目8教育費県補助金164万5千円の主なものは，節2社会教育費補助金の遺跡確認調査費，かごしま地域塾推進事業費であります。

28ページをご覧ください。

款17財産収入，項1財産運用収入，目1財産貸付収入，節1土地建物等貸付収入843万1千円のうち教育委員会所管分は，説明欄上から2行目の校長住宅等貸付料222万5千円で，教職員住宅の家賃などであります。

30ページをご覧ください。

款18寄附金，項1寄附金，目2指定寄附金，節2企業版ふるさと納税1,750万円のうち，教育委員会所管分は50万円で，第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業に掲げる施策「芸術あふれる！文化でいぶ好き」に対する企業版ふるさと納税であります。

31ページをご覧ください。

款19繰入金，項2基金繰入金，目2新小田奨学資金基金繰入金60万円は，新小田奨学資金奨学生10人分の奨学資金に充てるための繰入金であります。

目6スポーツ・文化振興基金繰入金153万3千円のうち，教育委員会所管分は16万5千円で，文化に関する各種大会に出場する個人・団体への賞賜金等に充てるための繰入金であります。

目8図書購入基金繰入金70万円は，小中学校，指宿商業高等学校及び市立図書館の図書館資料購入費に充てるための繰入金であります。

次のページをご覧ください。

目9今村光雄奨学資金基金繰入金120万円は，今村光雄奨学資金奨学生10人分の奨学資金に充てるための繰入金であります。

34ページをご覧ください。

款21諸収入，項4雑入，目1雑入，節4販売等収入のうち教育委員会所管分は，説明欄1行目の市誌等売払5万3千円のうち2万円，次の行の市民会館の販売品売上手数料，次の行の博物館の販売品売上手数料，その2行下のミュージアムグッズ売払収入，次のページの上から8行目の公民館の販売品売上手数料，その3行下の市民会館のチケット販売収入で，合計494万2千円であります。

節5その他雑入のうち教育委員会所管分は、説明欄上から9行目の市民講座個人負担金、その3行下の指宿まるごと博物館情報発信事業費、次の行のシンポジウム助成事業助成金、次のページの上から13行目の地域創造助成金、次のページの上から11行目の芸術文化振興基金助成金が主なものであります。

38ページをご覧ください。

款22市債、項1市債、目8教育債、節1中学校債5,270万円は、北指宿中学校長寿命化改良等工事設計業務委託に係る市債であります。

節2保健体育債のうち教育委員会所管分は、次のページの過疎対策事業、給食施設800万円で、指宿学校給食センター大規模改修工事設計業務委託に係る市債であります。

以上が、教育委員会所管分の主な歳入であります。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたしますので、41ページをご覧ください。

款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費208万7千円の主なものは、教育委員の委員報酬であります。

目2事務局費2億5,889万8千円の主なものは、教育長、教育部長、教育総務課職員、学校教育課職員の給与、学校図書館事務職員、学校事務補助員等の報酬及び教職員住宅の管理費などあります。

42ページをご覧ください。

目3教育振興費1億2,562万8千円の主なものは、西指宿中学校・北指宿中学校の再編に向けた協議を進めるための再編協議会開催に係る経費、小・中・高等学校における英語教育の充実を図るための外国語指導助手招致事業や外国語活動支援員配置事業、小学5年生から中学1年生までの小中一貫教育中期における交流活動や、中学校教員による乗り入れ授業を行う小中一貫教育推進事業、千歳市との青少年交流事業に係る経費であります。

43ページをご覧ください。

項2小学校費、目1学校管理費1億1,108万6千円の主なものは、各小学校の管理に要する経費、小学校のICT運用のための支援業務委託料、小学校校務用サーバー等のリース料、池田小学校放送設備更新業務委託料、池田小学校管理棟校舎1階床修繕工事費であります。

44ページをご覧ください。

目2教育振興費1,592万8千円の主なものは、各小学校の消耗品、教材備品及び図書の購入費であります。

目3学校教育振興費4,426万4千円の主なものは、3年ごとに更新する社会科副読本作成に係る印刷製本費、4年ごとの小学校教科書改訂に伴う教師用教科書及び指導書等購入費、学力検査及び教職員・児童に係る各種健康診断等の委託料、小学校に配備しているAEDの更新費、要・準要保護児童就学援助費、特別支援教育就学奨励費であります。

45ページをご覧ください。

項3中学校費、目1学校管理費1億3,732万3千円の主なものは、各中学校の管理に要する経費、校内無線LAN整備業務委託料、小学校校務用サーバー等のリース料、北指宿中学校長寿命化改修等設計業務委託料、山川中学校消火栓設備適法化改修設計業務委託料であります。

目2教育振興費1,285万8千円の主なものは、各中学校の消耗品、教材備品及び図書の購入費やパソコン借上料であります。

目3 学校教育振興費3,657万9千円の主なものは、地域部活動推進協議会の開催に係る経費、学力検査及び教職員・生徒に係る各種健康診断等の委託料、中学校に配備しているAEDの更新費、要・準要保護生徒就学援助費、特別支援教育就学奨励費であります。

46ページをご覧ください。

項4 高等学校費、目1 学校管理費4億5,102万5千円の主なものは、職員人件費や指宿商業高等学校の学校運営に係る経費、施設の維持・管理に係る経費であります。

47ページをご覧ください。

目2 教育振興費1,923万3千円の主なものは、指宿商業高等学校の教材備品や図書の購入費、パソコン借上料、指宿商業高等学校活性化補助金であります。

48ページをご覧ください。

項5 社会教育費、目1 社会教育総務費1億1,714万4千円の主なものは、職員人件費などです。

49ページをご覧ください。

目2 公民館費4,366万7千円の主なものは、中央公民館及び校区公民館主事の報酬、手当等の人件費のほか、各公民館の管理運営に係る経費であります。

目3 図書館費6,966万7千円の主なものは、市立図書館の指定管理料のほか、管理運営に係る経費であります。

50ページをご覧ください。

目5 青少年育成費209万4千円の主なものは、青少年対策のための青少年問題協議会や青少年育成センターに係る経費、青少年健全育成のための地域青少年体験事業補助金や青少年育成推進員の配置等に係る経費であります。

目6 文化財保護費1,748万円の主なものは、遺跡確認調査の現場作業員及び遺跡報告書作成の室内整理作業員の報酬のほか、国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡公園の管理業務委託料、発掘調査に伴う掘削業務委託料、文化財保存活用地域計画の印刷製本費などです。

51ページをご覧ください。

目7 社会教育施設費8,987万5千円の主なものは、時遊館COCCOはしむれ、指宿市民会館の管理運営に係る経費、指宿市伝統文化フェスティバル、時遊館COCCOはしむれの企画展、指宿橋牟礼川遺跡国指定史跡100周年記念シンポジウム、指宿市民会館の自主文化事業、各種イベントの実施に係る経費であります。

52ページをご覧ください。

目8 社会教育振興費810万9千円の主なものは、生涯学習フェスティバルの開催、社会教育団体の活動支援、地域学校協働活動の推進に係る経費であります。

54ページをご覧ください。

項6 保健体育費、目3 学校給食センター費2億7,278万3千円の主なものは、職員人件費、学校給食センターの管理運営に係る経費、学校給食センターの調理配送等に係る経費及び学校給食費等補助金のほか、指宿学校給食センターの大規模改修工事に係る設計業務委託料です。

以上が、教育委員会所管分の歳出のうち主なものでございます。

なお、報告第5号参考資料、令和6年度指宿市一般会計予算主要事業説明資料に各課等の主な事業の概要及び負担金・補助金の一覧表をお示ししてありますので、併せてご参照いただきますようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府職務代理者)

こちらに主要事業説明資料がございますが、全部は大変だと思しますので、各課でこれだけは伝えておきたいというものがあれば教えてください。

(上村課長)

報告第5号参考資料、主要事業説明資料の1ページをご覧ください。

教育総務課として、令和6年度に特に力を入れていきたいものは、初めにある教育環境検討事業、西指宿中学校と北指宿中学校の統合についての協議会等を開催する326万1千円の事業と、次のページの中学校施設整備事業です。先ほど、補正の11号で南指宿中学校の長寿命化が出ましたが、北指宿中学校の長寿命化も併せて工事をするために、設計をしていきたいと考えております。

(上崗課長)

生涯学習課は、13ページがございます、指宿橋牟礼川遺跡国指定史跡100周年記念シンポジウム事業となります。大正13年12月9日に、指宿橋牟礼川遺跡が国指定史跡に指定され、令和6年12月9日で100周年を迎えることとなっております。これに伴いまして、指宿で記念シンポジウムを開催したいと考えております。シンポジウムでは、国内外の第一線で活躍する著名な研究者を招いてのパネルディスカッションや、基調講演を行う予定です。

また、登壇される研究者の要旨内容をまとめた、シンポジウム要旨集を発行する予定でございます。まだ決定ではございませんが、予定としては令和6年11月24日に、市民会館とCOCCOはしむれで行いたいと考えているところです。

(山下課長)

学校教育課は、5ページの青少年交流事業費、指宿市・千歳市青少年相互交流事業です。こちらが来年度、交流30周年記念になりまして、記念すべき年となります。

あと、8ページの中学校部活動支援事業費（地域部活動推進協議会設置事業）ということで、今年度で第1回を行いますが、来年度から本格的に実施して、持続可能な部活動のあり方を検討していきたいと考えております。

(小吉所長)

17ページをご覧ください。

給食センターにつきましては、初めにある調理・配送等委託事業ということで、指宿・山川両学校給食センターの調理・配送等委託料が、年間に1億1,700万円ほど掛かっているということでご承知おきください。

それと、指宿学校給食センターの主な内容の中に、大規模改修工事設計業務委託とありますが、指宿学校給食センターは建設されてから20年が経過しておりまして、施設の老朽化もかなり進行しているため、来年度、約800万円ほど掛けて実施する予定です。

また、給食配送車も20年が過ぎて老朽化が進んでいますので、昨年から1台ずつ購入をしているところがございます。

あと、指宿・山川両学校給食センターの学校給食費等補助金ですが、指宿学校給食センターが2,944万4千円、山川学校給食センターが1,112万6千円、合計で4,057万円を、市としては全体で交付しているということでご承知おきください。

(岩林事務長)

指宿商業高校は、19ページ以降に掲載されております。

学校管理費につきましては、職員の人件費及び学校管理に掛かる経費を計上しております。

下の段の永化国際観光高等学校ホームステイ事業では、令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響で交流事業を中止しておりましたが、令和6年度には再開する予定で、5月に韓国から生徒を受け入れて、7月には指宿商業高校から韓国にホームステイに行く予定としております。

(紺屋部長)

学校給食センターの追加説明として、学校給食費等補助金につきましては、今年度、月額1,300円を一部補助しております。これを来年度、当初は1,100円の200円減額として一部補助をする予定でしたが、200円の減額はせずに、そのまま据え置きということになっております。

(吉元教育長)

各課の来年度予算について説明がございました。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第5、報告第5号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第6、議案第1号、指宿市立高等学校職員の懲戒審査委員会設置規程の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第6, 議案第1号, 指宿市立高等学校職員の懲戒審査委員会設置規程の制定について, 提案のご説明を申し上げます

資料の30ページをご覧ください。

指宿市立高等学校職員の懲戒審査委員会設置規程を別紙のとおり制定したいので, 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものがあります。

本案は, 指宿市立高等学校に勤務する職員の懲戒について審査する, 指宿市立高等学校職員懲戒審査委員会を設置したいことから, この規程を制定しようとするものであります。

詳細につきましては, 学校教育課長が説明いたします。

(山下課長)

それでは, 日程第6, 議案第1号, 指宿市立高等学校職員の懲戒審査委員会設置規程の制定について, ご説明申し上げます。

まず, 本議案を提案する理由を説明いたします。

本市において, 市立学校として, 小学校9校, 中学校5校, 高等学校1校がございます。小学校並びに中学校に勤務する職員については, 任命権者が鹿児島県教育委員会となっております。そのため, 懲戒処分に該当する事案の際には, 鹿児島県教育委員会, 鹿児島市教育委員会が調査を行い, 鹿児島県教育委員会が処分を決定, 県教育委員会から通知されるようになっております。

その懲戒処分の指針については, 別添資料のとおり鹿児島県教育委員会において設定されており, その指針に則って処分決定されております。

一方, 指宿市立指宿商業高等学校につきましては, 指宿市が設置者であり, その職員については, 指宿市教育委員会が任命権者となっております。現在, 校長, 教頭, 教諭, 養護教諭は, 最初, 鹿児島県教育委員会で採用されておりますが, 指宿市立高等学校に赴任する際に, 県費負担教職員を形式上退職し, 改めて, 指宿市立高等学校教員として採用する形となっております。

なお, 逆に指宿市立高等学校から, 鹿児島県立高等学校に異動する際は, 指宿市立高等学校を退職し, 鹿児島県立高等学校に異動する形となっております。

以上のことから, 指宿市立高等学校職員について, 懲戒処分に該当する事案があった際には, 任命権者である指宿市教育委員会が処分を決定, 通知する必要があります。そのため, 今回, 指宿市立高等学校職員の懲戒処分を行うため, 懲戒審査委員会の設置規程を決定したく, 議案として提案することにいたしました。

本資料の31ページ, 32ページに掲載の指宿市立高等学校職員の懲戒審査委員会設置規程をご覧ください。

対象となるのは, 第2条にあるとおり, 指宿商業高等学校の校長, 教頭, 教諭, 養護教諭, 助教諭, 養護助教諭, 常勤の講師と定義しております。

審査の内容は, 第3条にあるとおり, 地方公務員法, 昭和25年法律第261号, 第29条の規定に基づき, 指宿市立高等学校に勤務する職員の懲戒処分等について審査いたします。

組織としては第4条、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長は教育長をもって充て、副委員長は教育部長をもって充てることとしております。その他の委員は学校教育課長、教育総務課長、生涯学習課長をもって充てることとしております。

なお、委員長は、必要と認めるときは前項に定めのあるもののほか、他の職にある者をもって委員に指定することができるとしております。

また、委員長は、委員会の会務を整理し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職を代理することとしております。

委員長は、必要と認めるときは委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができます。

また、委員会の会議は、委員長が招集し、委員等の半数以上の者が出席しなければ開くことができないとしております。

会議においては、学校教育課の主幹又は係長が、所管する事案につき委員会に出席し、報告及び説明を行います。その他、委員会の庶務は、学校教育課において処理していくとしております。

なお、懲戒処分の量定を決定する際には、鹿児島県教育委員会「学校職員の懲戒処分の指針」を準用することとしております。懲戒処分において、県費負担教職員と比べて、指宿商業高校学校職員だけ処分量定が軽かったり重かったりすることがないように、県費負担教職員と同様に対応していくこととなっております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第6、議案第1号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第6、議案第1号は、提案のとおり可決することいたします。

議事（非公開）

日程第7 議案第2号 「指宿市奨学資金奨学生の選考について」・・・原案同意

日程第8 議案第3号 「指宿市大重・岩崎奨学資金奨学生の選考について」・・・原案同意

(吉元教育長)

以上で、本日、予定されておりました議案等については、全て終了いたしました。

8 その他

(吉元教育長)

これより、その他に入ります。
何かございませんか。

(なしの声)

9 閉会の宣告

(吉元教育長)

以上で、令和6年第2回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。